

# 都市計画情報システム更新・運用事業

## 仕様書

守口市 都市整備部 都市・交通計画課

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、守口市（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という。）に発注する「守口市都市計画情報システム更新・運用事業」（以下、「本事業」という。）に適用するものとする。

### 第2条（目的）

本事業は、既存都市計画情報システムのハードウェア更新に伴い、新都市計画情報システムを構築し、システム及びデータファイルの移行を行い、更なる行政業務の高度化・効率化を図り、市民サービスの向上に資することを目的とする。

### 第3条（準拠する法令規則）

本事業を実施するにあたり関係する法令・規則等に基づき実施すること。

### 第4条（配置技術者）

本事業に配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者（3箇月以上の雇用契約がある者）であり、以下の資格を保有するものを配置すること。

#### （1）管理技術者

資格：測量士

#### （2）照査技術者

資格：測量士かつ空間情報総括監理技術者

### 第5条（疑義の解決）

本特記仕様書の各項について疑義または、定めのない事項が生じたときは、発注者と受注者が協議し、発注者の指示に従うものとする。

### 第6条（提出書類）

受注者は、契約締結後速やかに着手届・工程表・技術者届・業務実施計画書等を、本事業の着手前に発注者に提出して承認を受けるものとする。

### 第7条（関係部署との折衝）

本事業遂行のために関係部署との協議、折衝が必要な場合は、発注者の指示を受けて協議、折衝するものとする。

## 第8条（損害賠償）

本事業中に第三者に与えた損害はすべて受注者の負担とするものとする。また、事業完了後といえども、成果品に誤りが発見された場合は発注者の指示に従い、速やかに訂正・補足をしなければならない。

## 第9条（成果品の帰属）

本事業の成果品に関する所有権及び著作権法の規定する複製権、貸与権、翻訳権、翻案権、二次的著作物の利用に関する著作権の権利については、事業の完了と同時に発注者に帰属するものとする。但し、本事業開始以前に受注者が有していた著作物または第三者の著作物が含まれているものを組み込む場合には、これら著作物に対する受注者または第三者の著作権法上の権利は、受注者または第三者に留保され、受注者は、本事業の成果品の利用に限り、これら著作物の利用を発注者に無償で許諾するものとする。

## 第10条（秘密の保持）

受注者は本事業中に生じるすべての成果品を、発注者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本事業中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 第11条（品質確保及び情報管理）

受注者は、本事業の履行及び成果について品質確保及び情報管理の徹底を行うこととし、以下に準拠し、実施するものとする。また、事業着手時までにこれらの資格証明書の写しについて、発注者へ提出しなければならない。

- (1) 品質マネジメントシステム（ISO 9001）
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）

## 第12条（再委託の制限）

本事業の主たる部分に関する再委託は原則として認めないものとする。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。ただし、その場合、受注者は再委託先に対し、受注者が本契約により個人情報の取り扱いに関し負担している義務と同様の義務を負担することを書面にて締結させなければならない。

## 第13条（貸与資料）

本事業を遂行するために必要と認められる資料については、発注者は受注者に貸与するものとする。資料の貸与の際は、受注者は発注者に借用書を提出し、取扱いについては十分注意するものとする。

## 第14条（納入場所）

本事業の成果品は、守口市役所都市整備部都市・交通計画課の指定の場所とする。

## 第15条（履行期間）

本事業の期間は、契約締結日から令和11年6月30日までとし、都市計画情報システムの導入は契約締結日から令和6年6月30日までに必ず納品し、都市計画情報システムの運用保守は令和6年7月1日から令和11年6月30日までとする。

## 第2章 事業内容

### 第16条（事業概要）

本事業は、以下の（1）～（2）全ての要件を満たす都市計画情報システムを導入、運用保守する。

#### （1）都市計画情報システム導入

都市計画情報システムの導入を行うものとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| 1）計画準備       | 1 式  |
| 2）システム環境設定   | 1 式  |
| 3）動作検証       | 1 式  |
| 4）システムセットアップ | 1 式  |
| 5）打合せ協議      | 1 式  |
| （2）システム運用保守  |      |
| 1）システム運用保守   | 5 カ年 |

## 第3章 都市計画情報システム更新

### 第17条（システム構成）

都市計画情報システムのシステム構成は下記の通りとする。

- （1）本事業で構築するシステムは既存システムのハードウェア更新に伴い、windows11 で運用可能で、本市で運用する公開型 GIS ヘデータ出力可能なシステムであること。出力データは、GIS の標準的なファイル形式である shape ファイルとする。
- （2）都市計画情報システムはデスクトップパソコンで動作する GIS としオープンソースやフリーソフトを用いた GIS でなく、OS のバージョンアップ対応やセキュリティが確保された GIS であり、保守対応が受注者の責任において実施できる GIS とし、広く一般に販売されている ESRI 社製 ArcGIS と同等の品質を担保するパッケージ製品とする。  
（参考：現在、システム導入している GIS 製品：ArcGIS10.6）
- （3）本事業で導入するハードウェア及びソフトウェアについては受注者の責任において運用保守を行うものとする。
- （4）本システム内の GIS データについては、公開型 GIS にインポートするため、shape データ形式で管理運用するものとする。

## 第18条（ハードウェア構成）

本事業で導入するハードウェアは下記と同等品以上とする。

| 種別  |        | 仕様   |
|-----|--------|--|
| PC  | 形状     | デスクトップ PC  |
|     | CPU    | インテル i7 第 11 世代プロセッサ以上   |
|     | メモリ    | 8GB 以上   |
|     | ストレージ  | SSD500GB 以上  |
|     | 光学ドライブ | スーパーマルチドライブ  |
|     | OS     | Windows11 Pro (64bit)  |
|     | モニタ    | 23 インチモニタ  |
|     | 付属品等   | USB 光学マウス、USB キーボード  |
| その他 |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフト</li> <li>・保守 5 年（オンサイト対応を含む。各種ハードウェア）</li> </ul> |

※上記ハードウェア構成にてシステム稼働が困難となる場合は、発注者と協議の上、受注者の責任において、システムが円滑に稼働するハードウェア構成とすること。

## 第19条（計画準備）

現行都市計画情報システム（現行システム）から新都市計画情報システム（新システム）に移行するために、各工程別の細部計画を立案するとともに、現行システムの地形図データや都市計画情報データ等を整理し、円滑に作業を進めるための準備を行うものとする。

## 第20条（システム環境設定）

システム環境は、現行システムで管理しているデータを新システムで稼働できるように設定する。移行した都市計画情報データについて、表題、凡例、方位等の A3、A4 サイズのレイアウトを協議の上決定し、システム調整を行うものとする。また、新システムの機能は別紙 1（システム機能一覧）のとおりとする。

（参考）既存の都市計画関係図面データ一覧

| 図面名称 |                         | サイズ | 図郭数 |
|------|-------------------------|-----|-----|
| 1    | 1/2,500守口市都市計画図         | A0  | 14  |
| 2    | 1/2,500守口市都市計画施設図       | A0  | 14  |
| 3    | 1/2,500守口市都市計画図マイラー原図   | A0  | 14  |
| 4    | 1/2,500守口市都市計画図（町丁目毎）   | A3  | 172 |
| 5    | 1/2,500守口市都市施設図（町丁目毎）   | A3  | 172 |
| 6    | 1/10,000守口市地形図          | A1  | 1   |
| 7    | 1/10,000守口市都市計画図        | A1  | 1   |
| 8    | 1/10,000防火規制関係図・高度利用地区図 | A1  | 1   |
| 9    | 1/10,000守口市都市計画図（図郭割図）  | A1  | 1   |
| 10   | 1/10,000守口市都市計画施設図      | A1  | 1   |
| 11   | 1/10,000守口市生産緑地地区図      | A1  | 1   |
| 12   | 1/10,000守口市都市計画施設図_事業進捗 | A1  | 1   |

## 第21条（動作検証）

動作検証は、構築したシステム環境が正常に動作するかシステムの機能・操作性等の検証を行うものとする。

## 第22条（システムセットアップ）

システムセットアップは、すべてのデータを格納し、導入するパソコンにシステムのセットアップを行い、現地にてパソコンの設定を行うものとする。また、現地にて、システムが問題なく動作するかの確認を行うものとする。

## 第23条（打合せ協議）

打合せ協議は事業着手時、納品時に行うものとし、協議時には協議用の資料を作成するものとする。また、事業の進捗に併せて、適宜打ち合わせを行うものとする。

# 第4章 システム運用保守

## 第24条（システム運用保守）

システムが常に完全な機能を保つように、対象ハードウェア、ソフトウェア等の保守作業を行うこととする。また、保守内容については以下に示す事項を基本とし、ハードウェア販売業者やメーカーと円滑な協力体制を実現することとする。

### （1）ソフトウェア保守

- 1）導入したアプリケーションソフトに関する通常の運用における操作上、運用上、機能上の質問に対する回答並びに情報提供を実施する。なお、質問に関しては、原則として文書により受け付けるものとする。
- 2）正常なシステム運用を行っていたにも関わらず、アプリケーションソフト及びデータベースが悪影響を受けた場合の正常状態への復旧情報、または一時的回避策を講じる情報を実施する。
- 3）アプリケーションソフト及びデータベースの保護のため、定期的にプログラム及びデータのバックアップを実施する。なお、原則として、年に1回とする。
- 4）アプリケーションソフト及びデータベースソフトに内在し、委託者の検収後に発見された不具合の改修を実施する。

### （2）ハードウェア保守

- 1）ハードウェアについては、基本的にメーカーオンサイト保守により対応するものであり、発注者からの連絡等に基づき、受注者にて1次窓口として対応し、メーカーとの調整を図った上で、速やかに保守担当技術者を派遣させるものとする。復旧作業においては、トラブルの原因を追及するものとする。

## 第25条 (保守の時間帯)

保守管理の時間帯は、原則として下記の通りとする。

平日 (月曜日～金曜日) 9:00～17:30

ただし、祝祭日及び年末年始を除くものとする。また、平日における上記以外の時間帯についても除くものとする。

## 第5章 成果品

### 第26条 (成果品)

本事業の成果品は、以下の通りとする。

|                               |        |
|-------------------------------|--------|
| (1) 都市計画情報システム更新              | 1式     |
| 1) 都市計画情報システム                 | 1ライセンス |
| 2) デスクトップパソコン                 | 1台     |
| 3) 操作マニュアル                    | 1式     |
| 4) 印刷用図面設定データ                 | 1式     |
| (2) システム運用保守報告書               | 1式     |
| (3) その他                       |        |
| 1) 打合せ記録簿                     | 1式     |
| 2) その他事業中に作成した資料の内、発注者の指示するもの | 1式     |

## 第6章 支払い

### 第27条 (支払い)

支払いについて、システム導入にかかる費用は、運用開始後(令和6年7月1日)、システム運用保守にかかる費用は、運用開始後(令和6年7月1日から令和11年6月30日)、年度ごとに支払う。

支払い方法については、発注者が各年度の事業について検査を実施し、受注者はその検査に合格した場合において、請求を行うことができる。発注者は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

## 別紙1 システム機能一覧

| 項目 |            | 機能内容   |
|----|------------|--|
| 1  | 地図の拡大・縮小   | 表示した地形データを任意縮尺で拡大、縮小、スクロールして表示することができる。  |
| 2  | 表示項目設定機能   | 地図の表示項目（レイヤー）の追加/削除を行うことができる。  |
| 3  | 表示様式設定機能   | ユーザによる色、シンボルの設定変更を行うことができる。  |
| 4  | 地図レイヤ管理機能  | 任意のレイヤセットを保存ができ、そのレイヤのセットを起動できる機能。   |
| 5  | 検索機能       | 検索図形タイプ（点・線・枠・面・円）を指定し、地図データ上でマウスを用いて作成された検索図形に含まれる検索対象データを検索することができる。         |
| 6  | 属性検索機能     | 施設に関連した情報は、属性データとして地図データとリンクしてデータベースにて管理され、エクスポート、印刷、ソート、列結合、合計などの処理を行うことができる。 |
| 7  | 計測機能       | 地図データ上のマウスで計測された線状物の距離及び図面形の面積を算出することができる。                                     |
| 8  | ランキング機能    | 属性データの値をもとに色分けして分類表示することができる。  |
| 9  | テキスト表示機能   | 地図上の任意の位置にテキストとして直接文字等を入力することができる。また、属性データの値は地図上に貼り付けることができる。                  |
| 10 | 印刷         | 出力対象を任意の用紙サイズや、任意のレイアウトにてテンプレート情報としてプリンタまたはプロッターから出力を行うことができる。                 |
| 11 | 図面切替機能     | 法規制ごとに地図データの表示/非表示を切替えることができる。   |
| 13 | 簡易ファイリング機能 | 地図上の位置ポイントをクリックすることで、位置情報と結びついた様々なデータ（写真等のイメージデータ、ワード、エクセル等のデータ）を表示することができる。   |
| 14 | 図形追加機能     | 新規に必要となる図形データや主題図データを地図上に登録するとともに、自動的に属性テーブルにもレコードが追加され、属性入力を合わせて行うことができる。     |
| 15 | 図形編集機能     | 既に登録されている図形データの形状修正、位置修正、属性修正を行うことができる。  |
| 16 | 地番検索機能     | 選択した「大字・小字名」を中心として地図データを表示することができる。  |
| 17 | 目標物検索機能    | 選択した目標物（公共施設等）を中心として地図データを表示することができる。  |
| 18 | データ入出力機能   | Shape形式のデータの入出力ができる。   |